令和　　年　　月　　日

柏崎市長　様

感染症に係る児童クラブ利用再開申出書

クラブ名	児童クラブ	児童氏名	
住　　所	柏崎市	保護者氏名	

上記の者は、以下により療養等をしていましたが、利用停止期間を経過したため、本申出書を提出します。

該当に〇	病名	児童クラブの利用停止期間の基準
	インフルエンザ	発症した後５日を経過し、かつ、解熱した後２日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後５日を経過し、かつ、症状軽快後１日を経過するまで
	その他の感染症 （　　）	裏面参照

発症日	令和　　年　　月　　日
解熱した日（※インフルエンザの場合に記入）	令和　　年　　月　　日
症状が軽快した日（※新型コロナウイルス感染症の場合に記入）	令和　　年　　月　　日
児童クラブ利用再開日	令和　　年　　月　　日

保護者の方へ

〇インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症及び裏面に記載の感染症は、学校における感染症に指定されています。これらの感染症に罹患した場合、他の人に感染させる恐れがある期間は、児童クラブを利用することができません。（ただし、病状により、学校医等から感染のおそれがないと認めたときは、この限りではありません。）

〇感染させるおそれがある期間を経過し、児童クラブの利用を再開する際は、事前に本申出書を児童クラブに提出してください。（なお、この申出書は児童クラブへの提出書類であり、小学校に提出する「登校許可証及び「療養解除届」とは異なります。」

〇本申出書は、保護者が記入するものですので、医療機関に記入を求めるものではありません。

【学校保健安全法において定める学校感染症一覧】

区分	病名又は状況	出席停止期間の基準
第１種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルク病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群、中東呼吸器症候群、特定鳥インフルエンザ	治癒するまで
第２種	インフルエンザ	発症した後５日を経過し、かつ、解熱した後２日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は５日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻しん	解熱した後３日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後５日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん	発疹が消失するまで
	水痘	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消失した後２日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後５日を経過し、かつ、症状軽快後１日を経過するまで
	結核	感染のおそれがなくなるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	感染のおそれがなくなるまで
第３種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎 その他の感染症　・溶連菌感染症	感染のおそれがなくなるまで

【出席停止期間の数え方（インフルエンザ）】

〈例1〉 5/17から登校可能

5/11	5/12	5/13	5/14	5/15	5/16	5/17
0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目
発症						
			0日目	1日目	2日目	
			解熱			

〈例2〉 5/19から登校可能

5/11	5/12	5/13	5/14	5/15	5/16	5/17	5/18	5/19
0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
発症								
					0日目	1日目	2日目	
					解熱			

【出席停止期間の数え方（新型コロナウイルス感染症）】

〈例1〉 5/17から登校可能

5/11	5/12	5/13	5/14	5/15	5/16	5/17
0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目
発症						
			0日目	1日目		
			症状軽快			

〈例2〉 5/19から登校可能

5/11	5/12	5/13	5/14	5/15	5/16	5/17	5/18	5/19
0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
発症								
						0日目	1日目	
						症状軽快		